

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

令和6年度予算概算要求(新規)

基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者による、堆肥製造施設やバイオ炭製造施設等の整備などの取組を支援します。

実施主体

地方公共団体、民間事業者等(肥料製造業者、JAなど)

主な採択要件

- 県域等を越えて効果が波及するなどの広域性を持った事業計画であること
- 技術の普及状況に鑑み、先進性を持った事業計画であること
- 認定を受けた基盤確立事業の実施に必要な設備投資であること

ポイント

個人単位でも活用可能です！まだ「みどり法の認定」を受けてなくても応募できます！

予算審査の過程で基盤確立事業実施計画の審査を同時に行います。まずは都道府県の交付金窓口にご相談ください

支援内容

- 基盤確立事業を実施するために必要なハード支援(1/2以内)
(堆肥処理施設、ペレタイザー、バイオコンポスターの整備・補改修など)
- 基盤確立事業を実施するために必要なソフト支援(定額)
(肥効分析に係る費用、技術普及に係るマニュアル作成など)

お問合せ先

最寄りの都道府県庁

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● バイオマスの地産地消対策

みどり認定ポイント加算対象

地域のバイオマス(家畜排せつ物、食品残渣など)を活用したエネルギー地産地消の実現に向けた調査・施設整備を支援するとともに、液肥散布車の導入やバイオ液肥の散布実証のための取組を支援します。

実施主体

地方公共団体、民間事業者等(発電事業者、食品事業者、畜産農家など)

主な採択要件

- エネルギー調達の環境負荷をバイオマスの活用により低減する計画であること
- 災害時に地域にエネルギーを供給できるなど、レジリエンス強化につながること

支援内容

- 地産地消型バイオマスプラントの導入(1/2以内)
(原料受入設備、前処理装置、混合調整槽、発酵槽、ガス化炉、発電機、貯留槽、熱利用施設など)
- バイオ液肥散布車の導入(1/2以内)
(バイオ液肥の肥料利用を促進するためのバイオ液肥散布車の導入)
- バイオ液肥の利用促進(定額)
(肥効分析に係る費用、散布実証など)

ポイント

- ① バイオマスプラントの整備のみでなく、液肥散布車、肥効実証も単独で実施できます！
- ② 売電を行う場合、一部の施設が補助対象外になる場合があります

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局食品企業課

「環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい」



「知」の集積と活用によるイノベーションの創出

● オープンイノベーション研究・実用化推進事業

認定事業者ポイント加算対象

産学官が連携して取り組む農林水産・食品分野の基礎研究や実用化段階の研究開発を支援する**提案公募型の研究事業**です。みどり戦略の推進に資する研究開発について「重要政策タイプ」と位置付けて推進しています。

対象・要件

民間企業、大学、国立研究開発法人、公設試、農林漁業者が組織する団体等による研究コンソーシアム 等

ポイント

基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者への採択審査時の加点措置を設けています！

支援内容

- 基礎研究ステージ（研究シーズを創出するための基礎段階の研究開発）
研究実施期間：3年以内 委託研究費：3,000万円以内/年
- 開発研究ステージ（研究成果を社会実装するための研究開発）
研究実施期間：5年以内 委託研究費：3,000万円以内/年

詳しくはコチラ



農研機構HP

お問合せ先

生物系特定産業技術研究センター イノベーション創出課(044-276-8995)
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室(03-6744-7044)

● スタートアップへの総合的支援

認定事業者ポイント加算対象

スマート農業技術を活用したサービス事業体の創出や新たな技術開発・事業化を目指すスタートアップが行う、実現可能性調査や事業計画の策定、事業化に向けた研究開発等の取組を支援します。

対象・要件

農林水産・食品分野で新たな技術開発を目指すスタートアップ（原則設立15年以内） 等

支援内容

各研究フェーズに応じ、研究開発から事業化まで切れ目なくサポートします

- フェーズ 0(発想段階) : 委託研究費：1,000万円以内(2年以内)
- フェーズ 1(構想段階) : 委託研究費：1,000万円以内(1年以内)
- フェーズ 2(実用化段階) : 委託研究費：1,000万円以内(2年以内)

詳しくはコチラ



農研機構HP

ポイント

基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者への採択審査時の加点措置を設けています！

お問合せ先

生物系特定産業技術研究センター スタートアップ支援課
メール：brain-stupweb[アット]ml.affrc.go.jp ([アット]を@に置き換えてください)
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室(03-3502-5530)

「環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい」



農林水産省

<令和4年度補正予算>

● 中小企業イノベーション創出推進事業(フェーズ3基金事業)

農林水産省が造成した基金を活用し、農林水産・食品分野における革新的な研究開発を行うスタートアップ等が実施する社会実装に繋げるための大規模技術実証(フェーズ3)を支援する事業です。

対象・要件

- 原則、設立15年以内の先端技術を有するスタートアップ
- 上記スタートアップの技術を活用したコンソーシアム 等

ポイント

14の公募テーマでは、「温室効果ガスの削減等に資する農業技術実証」など、みどりの食料システム戦略の実現に貢献する技術についても広く募集します。

支援内容

- まだ社会実装されていない先端技術分野の大規模技術実証
- 事業期間は令和5年度～令和9年度まで(実証期間は最長5年)
- 補助率は、スタートアップ:10/10(その他中小企業等:1/2)

お問合せ先

公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会【JATAFF】 (03-3509-1161)

<https://sbir3.jataff.or.jp/>

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室 (03-6744-7044)

詳しくはコチラ



JATAFF HP



農水省HP

「環境負荷低減に活用できる新技術を知りたい・広めたい」



● 「みどりの食料システム戦略」技術カタログ

- みどりの戦略に掲げた各目標の達成に貢献し、現場への普及が期待される技術について、「みどりの食料システム戦略」技術カタログとしてとりまとめ、農林水産省HPに公開しています。
- 農業・畜産を対象とし、近年(直近10年程度)開発された技術(現在普及可能な技術)と、近い将来利用可能となる開発中の技術(2030年までに利用可能な技術)について紹介していますので、有機農業やJ-クレジット等に取り組む際に御活用ください。



詳しくはコチラ



農水省HP

● 掲載候補の募集について

- 農林水産省では、カタログへの掲載候補について、以下のとおり募集しています。

募集対象技術

1. みどりの食料システム戦略の実現に貢献すること
2. 技術の導入効果の実証等により定量的に把握されていること
3. 農業者等が実際に入手・活用できる技術であること
4. 掲載技術の権利関係が明確でありトラブル等がないこと
5. 環境や営農に悪影響を及ぼさない技術であること
6. その他、公的なカタログに掲載するにふさわしい技術であること

応募方法

技術の実証を行った地域、普及が見込まれる地域、または研究機関が所在する地域の地方農政局等ごとに募集しています。

詳しい応募方法は、各地方農政局等のホームページをご確認ください。

※令和5年度分の募集期間は令和5年9月で終了します。なお、次回の募集は来夏を予定しています。詳細については農林水産省「みどりの食料システム戦略」技術カタログのホームページ等でお知らせします。

お問合せ先

農林水産省 大臣官房政策課 技術政策室(03-6744-0408)

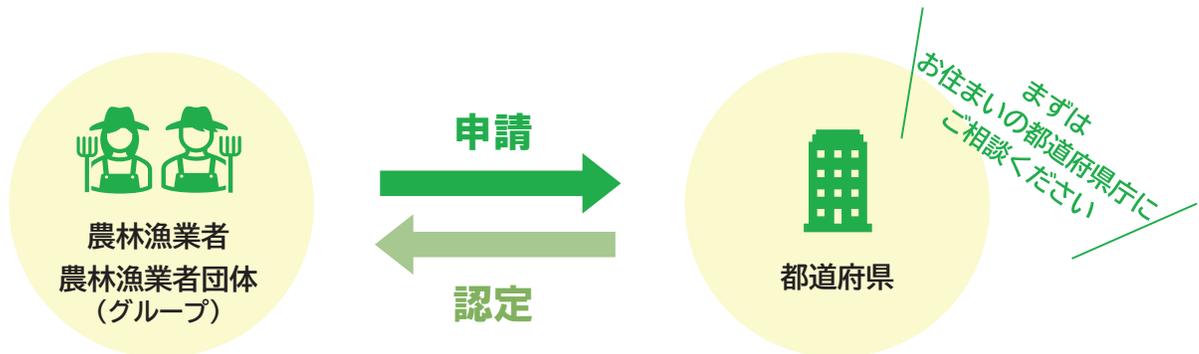
(個別技術の内容は、カタログに記載の各お問合せ先に御連絡ください。)

「みどり認定を受けるには？」



みどりの食料システム法に基づく支援(農林漁業者向け)

- **みどりの食料システム法**では、農林漁業に由来する環境負荷の低減を図るために行う取組を「環境負荷低減事業活動」と位置づけ、その取組を促進しています。
- 環境負荷の低減に取り組む**5年間の事業計画(環境負荷低減事業活動実施計画)**を作成し、**都道府県知事の認定**を受けることで、さまざまな支援を受けることができます。



● 認定の対象となる取組

- 環境に配慮した農林漁業の取組が**幅広く対象**になっています。
(認定対象となる具体的な取組内容は、都道府県・市町村が作成する基本計画に定められています。事業計画作成の際は、**まずはお住まいの都道府県庁に相談**してください。)
- 基本計画に定められた**特定区域(モデル地区)**では、地域ぐるみで行う環境負荷低減の取組を特定環境負荷低減事業活動実施計画として認定を受けることができます。

| 計画種別 | 申請者 (個人・団体) | 活動類型 |
|------------------|------------------------|---|
| 環境負荷低減事業活動実施計画 | 農業者 | 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の一体的取組(有機農業を含む) 温室効果ガスの排出量の削減 (秋耕、中干し期間の延長、ヒートポンプの導入、省エネ機械・資材の導入など) その他の告示に定める活動 ① 土壌を使わない栽培方式における化学肥料・化学農薬の使用削減 ③ バイオ炭の農地への施用 ④ プラスチック資材の排出・流出の抑制、使用量の削減 (生分解性マルチの使用、プラスチック被覆肥料の代替技術の導入など) ⑤ 化学肥料・化学農薬の使用低減と一体的に行う生物多様性保全の取組 (冬期湛水、江の設置など) |
| | 農業者以外 (畜産業・林業・漁業) | 温室効果ガスの排出量の削減(省エネ機械の導入、家畜排せつ物管理方法の変更など) その他の告示に定める活動 ② アミノ酸バランス改善飼料の給餌、養殖業における給餌方法の改善など ④ プラスチック資材の排出・流出の抑制、使用量の削減 |
| 特定環境負荷低減事業活動実施計画 | 特定区域で活動する農林漁業者(原則二戸以上) | 地方自治体の基本計画に定める以下のいずれかの活動 ① 有機農業 ② 廃熱等の地域資源の活用による温室効果ガスの排出量の削減 ③ 先端技術を活用した環境負荷低減の取組 |

「みどり認定を受けるには？」



みどりの食料システム法に基づく支援(農林漁業者向け)

● 主な支援内容

① 設備投資初年度における所得税・法人税の軽減

- みどり投資促進税制(特別償却) ※化学農薬・化学肥料の使用低減に取り組む場合に限りです。

② 日本政策金融公庫等による無利子・低利融資

※別途、日本公庫等による審査が必要となります。

- 農業改良資金(無利子・償還期間の延長)
- 林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金(無利子・償還期間の延長)
- 畜産経営環境調和推進資金

③ 行政手続のワンストップ化

地域ぐるみの取組(特定環境負荷低減事業活動実施計画)に必要な施設整備等に関する農地転用許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の手続のワンストップ化

このほか、さまざまな国の補助事業で採択ポイントの加算などの優遇が受けられます。

● グループ申請が可能です！

- 農協の生産部会など、同じ品目や取組を行う生産者がまとまって1つの計画を作成し、グループ(団体)として申請し、認定を受けることが可能です。
- グループ申請の場合も、計画に含まれる構成員は税制等の特例を活用することができます。

グループ申請のイメージ

[例1]

栽培暦など、共通の栽培方法に基づき環境負荷低減を実践している農協の生産部会

生産部会など



化学肥料・化学農薬を削減した栽培暦等に基づいた一つの計画

[例2]

農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組みながら、構成員のそれぞれが環境負荷低減に取り組む集落営農組織

集落営農組織など



環境負荷低減に取り組む構成員それぞれの複数の計画

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



みどり認定向け税制特例(法人税・所得税)

● みどり投資促進税制

令和6年度税制改正要望【延長】

みどり認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備**を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を**上乗せして償却(特別償却)**できます。
(機械等:取得価額×32%、建物等:取得価額×16%)

対象者

青色申告を行う農業者又は農業者の組織する団体で
みどり認定を受けて化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む方

対象設備



対象機械はコチラ

- みどり認定を受けた後、令和4年7月1日から令和6年3月31日までに取得したものであること
- 次の2点を満たす機械のほか、機械と一体的に整備する建物も対象
 - ✓ 取得価額の合計が100万円以上であること
 - ✓ 農水省HPに掲載された対象機械であること
(局所施肥機、除草機、堆肥散布機、色彩選別機、園芸施設の灌水施肥装置など60機種以上)

ポイント

- ① みどり認定を受けた後に機械等を取得する必要があります(タイミングに注意!)
- ② 確定申告の際に、必要書類等を記載して最寄りの税務署に申告してください
- ③ 補助金との併用も可能です

お問合せ先

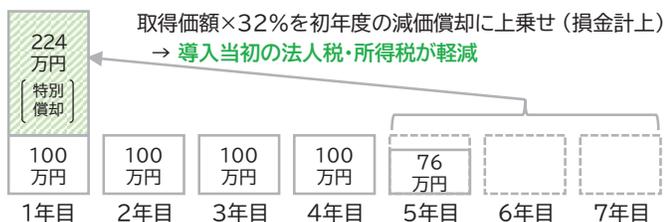
最寄りの都道府県

ポイント

特別償却の活用により、
・導入当初の税負担軽減による
キャッシュフローの改善
・償却費用の前倒しによる
投下資金の早期回収
などの効果が期待できます

【特別償却のイメージ】

700万円・耐用年数7年の農業機械を導入 ※定額法の場合



<コラム>みどり投資促進税制の活用事例(滋賀県・中道農園)

有機栽培を中心に水稲40haで経営する滋賀県の中道農園では、全国で初めてみどり認定を取得して水稲有機栽培面積の拡大に取り組んでおり、作業の効率化に必要となる水田除草機の導入にみどり投資促進税制を活用しています。

代表の中道さんは、みどり投資促進税制について、「スピード感を持って次の設備投資がしやすい。購入費補助よりも、農家本来の能力が生かせる。」と評価しています。



「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



みどり認定向け融資制度

● 農業改良資金 <公庫農林事業>

環境負荷低減に取り組みながら「収量・品質の向上」や「コスト・労働力の削減」を目指す新たな取組(=農業改良措置:新作物・新技術の導入、加工事業の開始など)を、無利子資金で支援します。

対象者

都道府県知事からみどり認定を受けた農業者

ポイント

都道府県知事による「貸付資格の認定」と「みどり認定」を同時に受けることが可能です
まずは「みどり認定を受けて農業改良資金を借りたい」ことを各都道府県庁(又は公庫支店)に御相談ください。

使途・支援内容

- 農業改良措置を実施するために必要な資金
(農業経営用施設・機械等の改良・造成・取得、農地等の改良、農産物加工施設の改良・造成・取得など)
- 借入限度額：(個人) 5,000万円、(法人・団体) 1億5,000万円
- 借入金利： 無利子
- 償還期間： 12年以内

【留意点】

・公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。
・国の補助金を含む補助事業との併用はできません。

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

● 畜産経営環境調和推進資金 <公庫農林事業>

環境負荷低減に取り組むために、家畜排せつ物をたい肥化するための施設・機械等を整備する取組を、低利資金で支援します。

対象者

都道府県知事からみどり認定を受けた畜産農業者

ポイント

みどり法に基づく計画を家畜排せつ物法に基づく計画とみなします

まずは「みどり認定を受けて畜産経営環境調和推進資金を借りたい」ことを各都道府県庁(又は公庫支店)に御相談ください。

使途・支援内容

- 処理高度化施設又は共同利用施設に必要な資金
(堆肥舎・自動攪拌機の改良・造成・取得など)
- 借入限度額：負担額の80%又は次のいずれか低い額
(個人) 3,500万円、(法人) 7,000万円 等
- 借入金利： 0.8%(令和5年8月現在)
- 償還期間： 20年以内

【留意点】

公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



みどり認定ポイント加算対象

● 強い農業づくり総合支援交付金(うち産地基幹施設等支援タイプ)

化学肥料・化学農薬の使用低減や有機農業の拡大、GHG排出削減の推進などに必要な産地の基幹施設※の整備を**みどりの食料システム戦略推進枠**を設けて支援します。

実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、公社等

主な採択要件

- 受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が5名以上
- 面積要件等を満たしていること
- 成果目標の基準を満たしていること

ポイント

「環境負荷低減に関する目標」と「収益性の向上に関する目標」を1つずつ設定します

通常は、単収の向上や生産コストの低減といった収益性の向上に関する成果目標を2つ選択しますが、みどり戦略推進枠では、そのうちの1つを「有機農業の取組面積の拡大」や「化石燃料の使用量の削減」など環境負荷低減に関する目標の設定に代えることができます。

- 原則として総事業費が5,000万円以上であること 等

支援内容

1/2以内(国費上限額:20億円 ※施設や事業実施主体等により変更あり)

※ ヒートポンプを導入した低コスト耐候性ハウス、バイオ炭製造施設、農産物処理加工施設など強い農業づくり総合支援交付金の産地収益力の強化で対象となるすべての施設が対象となります。

お問合せ先

最寄りの都道府県 又は 各地方農政局生産部生産振興課

● 農地利用効率化等支援交付金

みどり認定優先枠

みどりの食料システム戦略を踏まえた環境に配慮した営農に必要な農業用機械・施設の導入について、**グリーン化優先枠**を設けて支援します。

対象者

将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者、認定農業者・認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者、地域における継続的な農用地利用を図る者として市町村が認める者

主な採択要件

- 融資を活用して農業用機械・施設の導入を行うこと
- 成果目標を設定し、経営改善の取組を行うこと
- 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- 耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること 等

ポイント

みどり認定を受けて、化学肥料・農薬の使用削減やGHG削減に取り組む方を対象とする優先枠があります

支援内容

補助率：事業費の3/10以内
配分上限額：個人・法人問わず1経営体当たり300万円 等
(必要な要件を満たす場合は600万円)

お問合せ先

最寄りの市町村 又は 各地方農政局経営・事業支援部経営支援課

「環境にやさしい農業の実践に向けて、 地域で新たな取組を始めたい」



● みどりの食料システム戦略推進交付金

みどり戦略推進交付金は、これから環境負荷低減をはじめようとする地域の取組を都道府県を通じて支援するものです。まずは最寄りの都道府県庁にご相談ください。



取組メニュー

取り組みたい内容に応じて、以下のメニューを選んで活用いただくことができます。

● 推進体制整備

地域におけるみどり戦略推進に向けた計画策定や各種調査・検討のほか、有機農業指導員等の人材育成を通じた推進体制の整備を支援します。主に地方公共団体向けのメニューです。

● グリーンな栽培体系への転換サポート

(詳細はP.14参照)

環境にやさしい栽培技術と省力化に資する先端技術等を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術の検証やその定着を図る取組を支援します。

● 有機農業産地づくり推進

(詳細はP.14参照)

有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費までの一貫した取組を推進していくため、市町村が中心となって行う体制づくりや試行的な取組を支援します。

● 有機転換推進事業

(詳細はP.17参照)

新たに有機農業への転換等を行う農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備など、有機農業の生産開始にあたって必要な経費を支援します。

● SDGs対応型施設園芸確立

(詳細はP.15参照)

持続可能な施設園芸への転換を促進するため、SDGsに対応した環境負荷軽減と収益性向上を両立する施設園芸モデル産地の育成に向けた技術の検証等の取組を支援します。

● 地域循環型エネルギーシステム構築

(詳細はP.15参照)

地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のため、営農型太陽光発電の導入実証や未利用資源のエネルギー利用に向けた調査・検証の取組を支援します。

● バイオマスの地産地消・環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

(詳細はP.4、P.21参照)

エネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラントの導入や副産物であるバイオ液肥の利用促進に向けた取組等を支援します。また、みどりの食料システム法に基づく認定基盤確立事業の実施に必要な堆肥製造施設や有機農産物の加工施設等の施設整備を支援します。

「産地に適した環境負荷低減の技術を導入したい」 「地域ぐるみで有機農業の産地づくりを進めたい」



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● グリーンな栽培体系への転換サポート

みどり認定ポイント加算対象

「環境にやさしい栽培技術※」と「省力化に資する技術」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換に向けて、それぞれの産地に適した技術の検証とその定着を図る取組を支援します。

※化学農薬・肥料の使用量の低減、有機農業の拡大、温室効果ガスの削減に資する技術

実施主体

協議会等(要件を満たす場合、都道府県・市町村が実施主体となることも可)

詳しくはコチラ

主な採択要件

- 栽培体系の転換に向けた技術検証を行うこと
- 普及に向けた栽培マニュアル・産地戦略(ロードマップ)を策定すること



ポイント

- ① 効果やコストが気になって導入をためらっている技術があれば、ぜひ本事業を活用ください！
本格的な導入の前に技術検証に取り組むことで、不安を払拭して導入を進めることができます。
検証の結果、産地への導入が難しいとなった場合でも、要因分析をすれば技術検証等の費用は助成対象となります。
- ② 検証に必要なスマート農業機械等の導入費も助成対象となります(1/2以内)

支援内容

栽培体系の検証等:定額(交付上限:1地区当たり300万円※)
機械導入:1/2以内(上限なし)、消費者理解の醸成:定額(交付上限:30万円)
※有機農業に取り組む場合や、環境負荷低減の取組が複数の場合は360万円

お問合せ先

最寄りの都道府県庁(普及センター等) 又は 各地方農政局生産部生産技術環境課

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● 有機農業産地づくり推進

みどり認定ポイント加算対象※

※ みどり法に基づく有機農業に関する栽培管理協定を締結もしくは締結する予定である場合に加算

有機農業の団地化など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者・事業者・地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりを推進します。

実施主体

市町村 又は 市町村を含む協議会、都道府県

事業要件

- 有機農業産地の実現に向けた取組を実践するための有機農業実施計画を策定すること

ポイント

市町村が中心となって、生産から消費までの移管した取組や目標について計画を作成しましょう！
地域の関係者で検討会を実施し、有機農産物の生産、流通・加工、消費等の各段階における具体的な取組内容や目標、推進体制をとりまとめた有機農業実施計画を策定することにより、気運を醸成しましょう。

- 農業機械等をリース導入する場合、対象者、設備・機械の範囲、利用条件、契約条件、助成額に要件があるので、ご相談ください。

支援内容

定額 (機械導入は1/2以内)

詳しくはコチラ



お問合せ先

最寄りの市町村 又は 各地方農政局生産部生産技術環境課

「施設園芸の省エネ化や再エネの活用に取り組みたい」



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● SDGs対応型施設園芸確立

みどり認定ポイント加算対象

環境負荷軽減の技術を活用した持続可能な施設園芸への転換を促進するため、SDGsに対応し、環境負荷軽減と収益性向上を両立したモデル産地を育成する取組を支援します。

実施主体

協議会(農業者等、都道府県、民間事業者により構成)

事業要件

- 協議会には農業者(個人、法人)または農業者の組織する団体、都道府県等の行政機関の参画が必要です。(新技術の実証を行う場合、民間事業者の参画も必要)
- 5戸以上の農業者の参画が必要です(一部例外あり)。

ポイント

行政機関を中心に環境にやさしい施設園芸を行いたい農業者の参加を促しましょう！

本事業は、SDGsに対応した施設園芸における産地づくりを目指すものであり、行政機関が中心となって、地域の施設園芸農家に積極的に働きかけ、協議会を構成しましょう。自治体の普及機関や試験研究機関が核になるのもポイントです。

支援内容

SDG対応型産地づくりに向けた検討会開催、新技術の実証、省エネ機器設備等の導入実証、環境への影響評価、マニュアル作成・情報発信の取組を支援します。

交付単価:定額 (省エネ機器設備等の導入実証は1/2以内等)

お問合せ先

最寄りの都道府県 又は 各地方農政局生産部園芸特産課

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● 地域循環型エネルギーシステム構築

みどり認定ポイント加算対象

地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための営農型太陽光発電や未利用資源のエネルギー利用を推進します。

対象者

- ① 営農型太陽光発電のモデル的取組支援:協議会等
- ② 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援:市町村等

事業要件

- ① 協議会については、「農業者」「発電事業者」「都道府県・市町村・農業委員会もしくは地域の農業者が組織する団体」を構成員とすることが必要です。

ポイント

発電した電気を地域で利用するモデルを検討しましょう！

本事業により導入した発電設備を用いて発電した電気に関して、固定価格買取制度(FIT制度)又は電力市場と連動した買取制度(FIP制度)による売電はできません。原則として、発電した電気は協議会内で利用いただきます。

支援内容

- ① 営農型太陽光のモデル的取組支援
地域ごとの条件に適した太陽光パネル下での収益性確保に向けた作目選定や栽培体系・設備の設計の検討、最適化された営農型太陽光発電設備の導入実証を支援します。
交付単価:定額(太陽光発電設備に係る経費は1/2以内)

- ② 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援
木質バイオマス施設等における未利用資源の活用のための調査などを支援します。
交付単価:定額

お問合せ先

最寄りの都道府県 又は 各地方農政局食品企業課

「環境にやさしい農業への直接支払いについて知りたい」



● 環境保全型農業直接支払交付金

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

実施主体

農業者の組織する団体※1、一定の条件※2を満たす農業者等

- ※1 同一団体内に2名以上の環境保全型農業直接支払交付金の対象活動に取り組む農業者が必要です。
- ※2 一定の条件とは以下の通りです。
 - ・単独で事業を実施する農業者（個人・法人）は
 - ・集落の耕地面積の一定割合以上の農地で、支援対象活動を行う場合
 - ・複数の農業者で構成される法人（農協除く）
 - ・のいずれかに該当し、市町村が特に認める場合

主な採択要件

- 主要農作物について販売することを目的に生産を行っていること
- みどりのチェックシートの取組を実施していること
- 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に関する活動等）に取り組むこと

ポイント

支援を受けるには、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上削減する取組が必要です！

化学肥料・化学合成農薬の削減については地域の慣行レベルと比較して5割以上であることが条件です。化学肥料・化学合成農薬の削減だけでは支援は受けられませんのでご注意ください。

詳しくはコチラ



支援内容

○ 支援対象となる取組

■ 全国共通取組

国が定めた全国を対象とする取組

有機農業※、堆肥の施用、カバークロップ、リピング
マルチ、草生栽培、不耕起播種、長期中干し、秋耕
※国際水準レベルでの実施が必要（ただし、有機JAS認証取得は問わない）

■ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組

■ 取組拡大加算

農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動

本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

○ 交付単価

| 全国共通取組 | | 交付単価 (/10a) |
|----------------------------|--|----------------|
| 有機農業 | そば等雑穀、飼料作物以外 | 12,000円 |
| | 土壌診断に加え、堆肥施用、緑肥施用※のいずれかを実施する場合、2,000円加算。 | |
| | そば等雑穀、飼料作物 | 3,000円 |
| 堆肥の施用 | | 4,400円 |
| カバークロップ | | 6,000円 |
| リピングマルチ（うち小麦、大麦等） | | 5,400円(3,200円) |
| 草生栽培 | | 5,000円 |
| 不耕起播種 | | 3,000円 |
| 長期中干し | | 800円 |
| 秋耕 | | 800円 |
| 地域特認取組 | | |
| 交付単価は、都道府県が設定します。 | | |
| 取組拡大加算 | | |
| 交付単価 4,000円/10a（新規取組面積あたり） | | |
| ※カバークロップ、リピングマルチ、草生栽培のいずれか | | |

お問合せ先

最寄りの市町村 又は都道府県、各地方農政局生産部生産技術環境課

「有機農業への転換を行う経営体への支援について知りたい」 「環境負荷軽減に取り組む酪農・肉用牛経営体への支援について知りたい」



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● 有機転換推進事業

みどり認定ポイント加算対象

新たに有機農業への転換等を行う農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備など有機農業の生産開始にあたり必要な経費を支援します。

対象者

有機農業に取り組む新規就農者
又は 慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者

事業要件

- 以下の全てを満たす農業者が対象です
 - ・ 国際水準の有機農業に新たに取り組むこと
 - ・ 営農の一部又は全部で国際水準の有機農業に取り組む予定であること
 - ・ 販売を目的としていること
 - ・ 本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること

ポイント

- ① 事業実施の2年後を目標に、有機農業に取り組む面積を拡大(又は維持)しましょう
- ② すでに有機農業に取り組んでいる場合、同一品目での規模拡大は対象になりません

支援内容

有機種苗の購入、土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備に必要な経費を支援します。(交付単価：2万円/10a以内)

お問合せ先

最寄りの市町村 又は 各地方農政局生産部生産技術環境課

● 環境負荷軽減型持続的生産支援(エコ畜事業)

温室効果ガス排出削減に取り組んでいる酪農・肉用牛経営体を支援します。

実施主体

酪農・肉用牛経営体

事業要件

- 飼料作物の作付面積が北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上であること
- 酪農経営体は生乳を出荷、肉用牛経営体は牛を出荷していること
- 下記の温室効果ガス削減の取組を実施していること 等

支援内容

- 以下の(i)～(iii)の取組に対して、交付金を交付します
 - (i)飼料生産に係る温室効果ガス排出削減(15,000円/ha以内)
(①放牧、②不耕起栽培、③消化液の利用、④化学肥料の削減のうち、2つ以上を実施。酪農は別途特認メニュー有)
 - (ii)有機飼料の生産(45,000円/ha以内) ※(i)と併用は不可
 - (iii)牛からのメタンガス排出の削減(2,000円/頭以内)(酪農のみ)
(乳用経産牛への脂肪酸カルシウムの給与)(1経営体当たり100頭を上限、1年限り)

ポイント

飼料作付面積には、二期作・二毛作の面積も含むことが可能です
複数の経営体でグループを形成し、共同で取組を実施することも可能です

お問合せ先

各地方農政局生産部畜産課

「J-クレジット制度について知りたい・活用してみたい」



● 農業分野におけるJ-クレジット制度の活用

J-クレジット制度は、CO₂等の排出削減量・吸収量を国が認証し、取引を可能とする制度です。農業者は、クレジットの**販売収入**が期待できます。

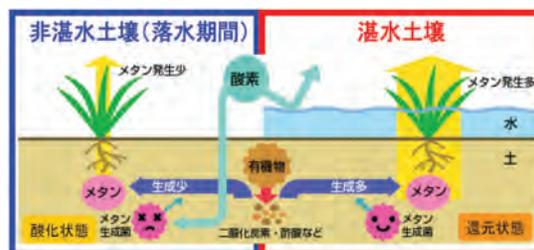
対象となる取組例

- 水稲の中干し期間の延長
- バイオ炭の農地施用
- アミノ酸バランス改善飼料の給餌
- 家畜排せつ物管理方法の変更
- 省エネ設備(ヒートポンプ、空調設備等)の導入 など



水稲の中干し期間延長によるメタンの削減

- 水田から発生するメタンは、嫌気性菌であるメタン生成菌の働きにより生成されます。
- 中干し期間を、直近2か年の実施日数より7日間以上延長し(排水期間を長くする)、所定の審査を受けることで、クレジット化が可能です。



(図の出典:つくばリサーチギャラリー)

制度活用の流れ

- J-クレジット制度の活用にあたっては、
 - ① プロジェクト計画書の作成・審査、登録
 - ② 計画書に従った削減データのモニタリング・収集
 - ③ 報告書の作成・検証、クレジットの認証を受ける必要があります。
- 個別の削減活動を、**取りまとめて一括で申請できる「プログラム型」の活用が効果的**です。自治体やJA、地域の協議会等で参加をご検討ください。
- 既存の取りまとめ事業者のプロジェクトに参加することも可能です。

詳しくはコチラ



支援策

- 中干し期間の延長やバイオ炭の農地施用による生育への影響確認には、**みどりの食料システム戦略推進交付金(グリーンな栽培体系への転換サポート)**が活用可能です。
- プロジェクト計画書の作成支援や審査費用に関する支援の仕組みがあります。

お問合せ先

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ(03-6744-2473)